

三田市民病院の管理に係る事業計画書

1 申請者

名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部兵庫県済生会
主たる事務所の所在地	神戸市北区藤原台中町 5 丁目 1 番 1 号
代表者氏名	支部長 山本 隆久
担当者氏名	済生会兵庫県病院 病院統合準備室 統括参事 尾崎 千秋

2 管理運営に関する基本方針

(1) 団体の経営に関する基本理念・方針

済生会は、明治天皇による「済生勅語」によって明治 44 年に設立され、「施薬救療の精神」に基づく生活困窮者の救済を使命としています。その精神的源流を紐解けば、593 年に聖徳太子が設立した悲田院、施薬院、療病院にまで遡ることができます。

事業活動の展開にあたっては、次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として全国 404 施設、総職員数約 67,000 人が、日夜、医療・保健・福祉活動に従事しています。

- 生活困窮者を**済**(すく)う
- 医療で地域の**生**(いのち)を守る
- 医療と福祉、**会**を挙げて切れ目のないサービスを提供

済生会では、病、老い、障害、境遇などに悩むすべてのいのちの虹になりたい。そう願って、いのちに寄り添う活動を続けています。

兵庫県における拠点施設である済生会兵庫県病院は、1919 年（大正 8 年）に開設し、医療を受けられない恵まれない方々への医療を中心に運営を行ってきました。1991 年（平成 3 年）病院の老朽化、狭隘化に伴い神戸市北区の北神地域に移転し、「信頼と安心の医療の提供」という理念の基に、次の基本方針に沿って病院運営を行い、北神地域の中核病院として地域医療に日夜貢献しています。

令和元年には創立 100 周年を迎え、歴史と伝統に培われた質の高い医療の提供により、地域住民からの信頼も非常に厚い地域の基幹病院です。

○患者の立場に立った医療、患者の満足する医療を追求する。

○地域中核病院として分担すべき役割や機能を明確にし、連携を通して地域医療に貢献する。

○チーム医療を推進し、医療の質を向上する。

○予防からリハ、社会復帰までの全人的な包括医療を推進する。

○職員各自互いを尊重し、切磋琢磨して、「誇りの持てる職場づくり」に努める。

○医療を通じて社会に貢献する。

こうした崇高な理念と病院運営の経験と経営ノウハウに裏付けされた病院運営の考え方を基に、三田市民病院の指定管理にあたっては、三田市民病院の理念「地域のいのちを守り、地域に安心をもたらします」と次の五つの基本方針に沿って、 ①「いのちを守り、 地域医療の最後の砦としての責任を果たす」 ②「専門性を磨き、常に進化し続け、最善の医療を提供する」 ③「誰もが安心して頼れる病院になる」 ④「地域とつながり、地域とともに歩む」 ⑤「職員全員が同じ志を持ち、一体感で地域医療を支える」 市民本位の医療の提供を心がけていきます。 また、三田市民病院事業の設置等に関する条例等、関係する法令等を遵守するとともに、民間病院の経営ノウハウをフルに発揮し、収益の増加及び経費の節減を図るなど、安定した経営に努めていきます。
(2) 公共性・利便性の確保についての基本的な考え方 医療法上の公的医療機関としての役割を果たしてきた実績と経験に基づき、市民病院としての責務を果たしつつ、地域の中核病院として専門的・総合的な診断と治療を施していきます。 また、地域の医療機関と連携し、地域医療支援病院としての機能を果たすとともに「断らない救急」を目指して、三田地域の救急医療の充実に貢献していきます。 さらに、県指定の「地域周産期母子医療センター」を有している済生会兵庫県病院と連携し、三田市内のお産の確保と小児医療の充実に図ります。
(3) 地域住民との関係についての基本的な考え方 ・病院広報や利用者アンケートなどを積極的に実施し、よりよい病院を目指します。 ・地域医療支援病院として、患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体の質を向上させる取組みに努めます。
(4) 利用者の個人情報保護についての基本的な考え方 管理運営業務の実施に関して、知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、三田市個人情報保護法施行条例（令和 5 年三田市条例第 5 号）などの規定に従って取扱います。 なお、このことは、指定管理期間が満了し、又は指定を取消された後においても同様とします。
(5) 情報公開・開示についての基本的な考え方 三田市情報公開条例（平成 15 年三田市条例第 2 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、管理運営業務の実施により保有した情報の公開に関して、規則を設けるなど必要な措置を講ずるよう努めます。また、三田市に情報公開請求がなされた際は、管理業務に関して保有する個人情報を三田市に提供することを可能にするため、法令上必要な措置を講じるものとします。

3 管理運営の実施計画

(1) サービスの向上・利用者の増加について
① サービスの向上について ・社会福祉法第2条第3項に基づいて、経済的理由により生計困難なために医療を受けることが制限されないように医療費の自己負担を軽減する「無料低額診療事業」を実施します。 ・待ち時間の問題は、患者は当然のこと、医療提供者にとっても、基本課題と捕らえています。今後も待ち時間の状況を診療科別に把握し対応していきます。また、後払いシステムやスマホによる待ち時間表示などの導入を検討します。 ・医療の専門家による第三者評価である医療機能評価（日本医療機能評価機構が実施）を引き続き受審していきます。 ・院内の各所に「ご意見箱」を設置し、患者からお寄せ頂きましたご意見・ご要望は「患者さんの声」として、今後の病院運営等に参考にします。内容・回答については、院内の各所に掲示し、公開します。 ② PR等の手法について ホームページやSNS、病院機関紙を通じた診療内容等の周知及びパンフレットを刷新し、より住民にわかりやすい広報に努めるとともに、記者発表を積極的に行い、マスメディアを活用した広報にも努めます。 ③ サービス内容の評価方法（利用者の声の取扱い等） 年1回患者満足度調査を実施し、結果を集約・分析の上、評価、改善への取組みを病院をあげて行います。 ④ 評価の有効な活用方法 上記③の評価結果を全職員に見える化し、各部署横断での取り組みを強化します。 ⑤ その他のサービス向上策・利用者増加策 管理運営後、課題が見つければ逐次改善に努めます。
(2) 事業実施の計画（実施を予定している事業を、種類別に、可能な限り具体的に）
① 市民病院における診療及び検診に関する業務 ② 市民病院の利用に係る料金の徴収に関する業務 ③ 手数料の徴収に関する業務 ④ 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務 ⑤ 利用者に必要な物品の販売またはサービスの提供に関する業務 ⑥ 独自事業としての「無料低額診療」の実施
(3) 日常の業務の執行について
① 利用者への案内の方法 わかりやすいサイン表示に努めるとともに、職員による適切な誘導に努めます。 時間外は、時間外出入口に設置した窓口の担当者（委託業者）により各種案内を行います。 ② 施設設備の点検の方法 専門資格を保有した施設管理員（委託業者）を常駐させ、施設及び設備の特性や稼働の状況を常に把握・監視した上で、適切な維持管理を行います。

③ 日常の見回りの方法 警備担当者（委託業者）による定時・定線巡回と巡回経路を指定しない乱線巡回の実施により事故等の防止に努めます。 ④ 利用者又は近隣からの苦情等に対応する方法 患者・家族からのクレームについて、初期対応は医事課職員（苦情処理専門担当者）が行いますが、判断が難しい場合は早めに上司に相談し、二次対応に心がけます。適切に対応しているにもかかわらず、クレームがエスカレートする場合は、設置者である三田市に報告するとともに、顧問弁護士等と連携して対応するなど迅速な解決に努めます。 ⑤ 個人情報保護のために講ずる措置 2の（4）のとおり。 ⑥ 情報公開のために講ずる措置 2の（5）のとおり
（4）危機管理・安全管理について（事故防止、防犯・防災、緊急対応等）
① 事故防止 患者・家族の安全確保を最優先にした緊急時の体制の確立、マニュアルの活用、スタッフの教育・訓練を定期的実施します。また、ヒヤリ・ハット事例に基づいた教育研修を通じて、スタッフ全員に周知徹底を行います。さらに、日常点検・定期点検により、施設設備の危険個所の早期発見による予防保全と補修措置を迅速に行います。 ② 防犯対策 24 時間体制で警備担当者（委託業者）を配置し、定期巡回、防犯カメラ、お声掛け等により事故・犯罪の未然防止を図るとともに異常発生時に対応できる体制を整備します。また、各所室の使用時間に応じた施錠・開錠を行います。患者の安全を最優先とし、病院職員と委託業者が連携して被害を最小限に止めます。 ③ 防災対策 大規模災害時において、診療機能の維持（人、油、食料、水の確保）、傷病者の受け入れなど緊急対応ができる体制を確保します。 年 1 回、病院職員・委託業者による火災訓練を行い、マニュアルの徹底・改善を行います。 ④ その他の緊急対応策 損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るため、BCP（業務継続計画）を整備し、実践します。 ⑤ その他 管理運営後、課題が見つければ速やかに改善に努めます。
（5）その他（環境への配慮等、実施事業に関してPRしたいことなど）
生活困窮者を救済するための社会保障制度が整う今日においても、現実的には救済しきれない新たな複雑化した問題を抱える生活困窮者は存在しており、更にはその存在自体が埋もれている（顕在化していない）生活困窮者も存在します。済生会は「社会の最終ライン」を守るという気概を持って、

制度や市場原理では対応できない生活困窮者を「無料低額診療」の実施により救済していきます。

4 管理運営の体制

(1) 人員配置について	
① 部署別、担当別の職員数、年齢構成及び経験年数の構成	基本は、現在の三田市民病院の現職員を身分移管により採用することとします。 4月1日時点で正規職員451人を想定し、年齢構成、経験年数は現員のとおりで
② 職員の職務内容	兵庫県済生会処務規程のとおり。
③ 組織・指揮命令系統	兵庫県済生会処務規程のとおり。
(2) 職員の勤務条件等について	
① 雇用関係	労働・雇用関係法令を遵守し、済生会兵庫県病院就業規則に基づき雇用します。 なお、済生会職員への身分移管を希望する三田市民病院の職員は、原則、済生会の
② 給与体系	原則、済生会職員としての身分移管を希望する三田市民病院の職員は、原則、済生会の
③ 勤務体制	済生会兵庫県病院就業規則その他のとおり。
④ 勤務条件（勤務時間、休日等）	済生会兵庫県病院就業規則その他のとおり。

5 業務実施（管理開始）までのスケジュール等

(1) スケジュール	
令和6年8月	指定管理者指定通知書受領、指定管理に係る基本協定書の締結
令和7年2月	新病院基本計画策定、新病院開院時期の延期に伴い現三田市民病院の指定管理期間が2年延長
令和7年4月	指定管理者指定の再申請（指定管理期間5年へ）
令和7年8月	指定管理に係る基本協定書の一部見直し（指定管理期間）
令和8年4月	指定管理受託の開始
(施設)の指定管理者となるに当たって、新たに準備すべき事項	
院長の任命、人員体制の整備、給与システム及び会計システムの導入など必要な準備を運営開始までに整えます。	